

TFI 事業と地方債発行による資金調達 —レベニュー債やダブル・バレル債の活用—

「Tax Increment Financing」(以下「TIF」)は、新たな社会資本整備やまちづくり等によって生み出される財産課税評価額増加分を財源として、公共事業や地域環境整備を展開する仕組み(以下「TFI 事業」)である。具体的には TFI 事業の対象地域をまず指定し、対象地域の固定資産税等財産税の課税評価額を一定の期間固定化する。その上で TFI 事業の実施により上昇する課税評価額を算定し、この評価額上昇分から生じる財産税(以下「TFI 事業分税収」)を TFI 事業の財源とする仕組みである。前者の固定された課税評価額に基づく財産税収は、従来通り地方自治体の一般税収として受け入れる。財産評価と資金調達の多様化を組み合わせることで地域づくりの民活を展開する PPP の形態である。

TFI 事業の財源措置には大きく分けて三類型がある。第一類型は、TFI 事業分税収を事業基金として積み立て事業を順次執行して行く方法である。第二類型は、TFI 事業分税収を償還財源としてレベニュー債たる地方債を発行して資金調達を行い、この資金で事業を執行して行く方法、第三類型は、第一と第二の類型を組み合わせる方法である。第一類型の基金方式は比較的小規模の事業に選択されるのに対して、第二類型のレベニュー債型は比較的大きな事業に選択される方法となっている。レベニュー債は通常の地方債と異なり、償還担保が当該 TIF 事業の実施により徴税される TFI 事業税収分となり、受益と負担が直結するプロジェクトファイナンスの性格を強める。この他、免税地方債として発行して資金調達する方法もある。なお、TFI 事業の財源は TFI 事業税収分で賄うことを基本とするものの、地方消費税等他の税収を一定の明確な枠組みの下で組み合わせるモデルも活用可能である。

TFI 方式は、20 世紀半ばから米国を中心に導入されている方式であり、連邦政府からの補助金削減や都市部も含めた地域の衰退などを克服する手段として活発化した経緯がある。1952 年にカリフォルニア州政府で導入されて以降、地方自治体の規模に関係なく多様に活用されてきた。そのプロセスは実施する地方政府により異なるものの、一般的には、①事業として展開する必要性と実現可能性の精査、②事業として展開する政策的適正性の判断(TFI 対象地域が荒廃地あるいは過疎地か否か等)、③地方自治体の総合計画との整合性や財政スキームの検討、④検討委員会等による公聴手続きの実施、⑤実施のために必要となる条例制定、⑥TFI 事業税収分の額の算定、⑦事業に関する監査等となっている。

日本でも国からの補助金の削減、過疎地等の拡大、増税措置への制約などの強まりから、一般の地方債とは別にレベニュー債等資金調達の多様化が必要となっている。レベニュー債方式の場合、事業効率を高めるために資金調達コストを抑える必要がある。具体的には、市場がリスク負担を受け入れる事業内容とすることであり、プロジェクトファイナンスとして地方自治体の財政とは切り分けて事業信用を基本的に担保することである。そのため、地方自治体と民間企業、そして金融機関等の緊密な連携が前提となる。しかし、現実には事業単独で信用力を担保することが困難な場合も少なくないため、ダブル・バレル債も活用されている。ダブル・バレル債とは、第一義的には TFI 事業分税収で償還するものの一定の条件の下で償還が困難となった場合、契約の範囲内で、地方自治体財政全体で返済を担保する債券である。リスクの性格上、PPP の展開に必要な財源調達では、その多様化と地方自治体自らの信用力の一定の創造確保が可能な枠組み設定であり、地方債発行形態の多様化とそれに適した事業モデルの設定が大きなポイントとなる。